

水質検査(浄水) 27箇所		
No.	採水場所	: 浄水場系統
1	柏原町柏原 認定こども園ミライズにじ	: 母坪浄水場系
2	柏原町北中 北中集落センター	: 母坪浄水場系
3	氷上町稲継 稲継公民館	: 氷上中央浄水場系
4	氷上町清住 清住公民館	: 氷上中央浄水場系
5	氷上町氷上 交流センター	: 棧敷浄水場系
6	氷上町朝阪 朝阪公民館	: 氷上南浄水場系
7	春日町古河 古河公民館	: 氷上南浄水場系
8	青垣町大稗 大稗集会所	: 市原浄水場系
9	青垣町東芦田 芦谷公民館	: 西芦田浄水場系
10	氷上町沼 沼公民館	: 西芦田浄水場系
11	春日町野上野 消防本部山東出張所	: 大嶋浄水場系
12	春日町柚津 柚津公民館	: 大嶋浄水場系
13	春日町国領 国領ふるさと館	: 東中浄水場系
14	春日町下三井庄 総合運動公園	: 上三井庄浄水場系
15	春日町野瀬 野瀬集落センター	: 上三井庄浄水場系
16	春日町小多利 小多利公民館	: 多利浄水場系
17	春日町歌道谷 歌道谷公民館	: 歌道谷浄水場系
18	山南町谷川11区地内	: 山南浄水場系
19	山南町阿草地内	: 山南浄水場系
20	山南町岩屋 石龕寺ポンプ所	: 山南浄水場系
21	山南町坂尻 農産物集出荷施設	: 和田浄水場系
22	市島町樽井 樽井公民館	: 友政浄水場系
23	市島町徳尾 大杉公民館	: 新友政浄水場系
24	市島町市島 市島公民館	: 上垣浄水場系
25	市島町白毫寺 白毫寺公民館	: 上垣浄水場系
26	市島町北奥 後地公民館	: 上垣浄水場系
27	市島町戸平 戸平公民館	: 戸平浄水場系

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			11日 12:01	9日 12:05	13日 10:10	11日 11:35	8日 12:32	12日 11:58	10日 11:57	14日 11:57	12日 11:57	16日 11:47	13日 12:35	13日 11:44
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	6	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること			0.0003 未満		0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること			0.00005 未満		0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること			0.002 未満		0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること			0.004 未満		0.005							
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること			0.34		0.39							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること			0.10		0.11							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること			0.02		0.02							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること			0.0002 未満		0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること			0.005 未満		0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること			0.004 未満		0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること			0.002 未満		0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.07	0.09		0.12			0.09			0.09	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.002	0.002		0.002			0.002			0.002	
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満	0.003 未満		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.007	0.007		0.007			0.007			0.006	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010	0.010		0.01			0.010			0.01	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満	0.003 未満		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.005	0.005		0.005			0.004			0.004	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満	0.008 未満		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満	
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること			0.006		0.005 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること			0.02 未満		0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満	0.03 未満		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満	
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること			0.01 未満		0.01 未満							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること			26		25							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	51.4	51.0	51.5	50.3	51.3	51.0	51.2	52.7	51.5	52	52.6	49.4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		128	119		111			109			113	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		230	252		242			232			228	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること			0.02 未満		0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること			0.005 未満		0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること			0.0005 未満		0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6
47	PH値	5.8~8.6	7.19	7.25	7.21	7.17	7.31	7.21	7.36	7.23	7.23	7.29	7.08	7.21
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		15.1	18.0	21.0	24.0	25.0	19.5	22.0	18.3	14.5	12.0	11.5	13.0
	残留塩素	0.10 以上	0.3	0.30	0.30	0.40	0.40	0.50	0.40	0.30	0.30	0.30	0.40	0.30

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			11日	9日	13日	11日	8日	12日	10日	14日	12日	16日	13日	13日
			12:22	12:27	10:37	11:55	13:05	12:20	12:22	12:25	12:17	12:12	12:50	12:12
1	一般細菌	100 1mlの水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	51.0	49.8	51.6	50.6	51.4	50.7	51.2	52.7	51.4	52.0	52.6	49.2
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6
47	PH値	5.8~8.6 -	7.29	7.35	7.30	7.32	7.49	7.38	7.39	7.33	7.32	7.36	7.18	7.32
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	19.0	23.0	18.5	12.0	11.2	10.2	12.0
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.30	0.30	0.30	0.40	0.30	0.25	0.30	0.30	0.30	0.30

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			16日	15日	11日	9日	8日	4日	8日	6日	4日	15日	5日	6日
			11:27	11:11	11:23	11:13	11:35	11:15	11:35	10:56	10:51	12:00	10:45	11:27
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	9.1	8.5	8.7	8.5	8.5	8.3	8.4	8.4	8.3	8.2	8.3	8.2
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	PH値	5.8~8.6 -	6.78	6.65	6.77	6.67	6.82	6.83	6.74	6.66	6.61	6.67	6.74	6.8
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		16.7	18.6	21.2	24.4	26.9	26.6	23.6	19.5	15.2	10.2	11.4	11.3
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.40	0.40	0.35	0.35	0.45	0.45	0.45	0.40	0.45	0.35

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			16日	15日	11日	9日	8日	4日	8日	6日	4日	15日	5日	6日
			11:55	12:15	12:00	11:34	12:03	11:34	12:07	11:23	11:15	12:25	11:30	11:45
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	]	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること					1.16							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること					0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること					0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満			0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満	
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.005 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満	
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.01							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること					7.3							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	8.6	8.6	8.6	8.5	8.5	8.4	8.3	8.3	8.4	8.2	8.3	8.2
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		32.8			33.3			33.1			30.8	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		78			87			64			73	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオエスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること					0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること					0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	PH値	5.8~8.6 -	6.84	6.89	6.92	6.85	6.93	6.96	6.93	6.82	6.79	6.82	6.89	6.91
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		16.2	18.6	21.2	24.0	28.0	27.6	24.7	20.0	15.2	9.6	10.3	10.4
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.35	0.40	0.35	0.35	0.40	0.45	0.45	0.40	0.40	0.40	0.45

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			16日	15日	11日	9日	8日	4日	8日	6日	4日	15日	5日	6日
			12:19	11:30	12:42	11:51	12:38	11:52	12:30	11:46	11:37	12:44	12:00	12:06
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること					0.76							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること					0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること					0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満			0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満	
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.005 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満	
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.01							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること					7.0							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.8	7.0	7.0	6.5	6.7	6.6	6.8	6.5	6.6	6.7	6.8	6.8
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		56.1			39.2			54.2			38.4	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		102			86			91			85	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること					0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること					0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	PH値	5.8～8.6 -	6.78	6.90	6.74	6.86	6.55	6.56	6.88	6.72	6.92	6.56	6.58	6.58
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		16.2	18.6	22.2	25.6	29.7	28.4	24.9	20.0	15.2	9.8	10.4	9.2
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.35	0.35	0.30	0.35	0.35	0.35	0.3	0.35	0.35	0.35	0.45

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			16日	15日	11日	9日	8日	4日	8日	6日	4日	15日	5日	6日
			11:11	10:55	11:06	10:58	11:16	11:00	10:48	10:40	10:34	11:11	10:29	11:11
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	20.3	19.8	20.3	19.7	20.0	19.8	20.3	20.3	20.5	21	21.1	20.6
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	PH値	5.8~8.6 -	7.25	7.28	7.31	7.24	7.35	7.29	7.29	7.20	7.22	7.20	7.26	7.25
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		16.4	18.1	21.6	23.5	27.5	26.6	23.9	19.6	14.9	10.0	10.6	10.8
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.35	0.35	0.30	0.35	0.30	0.35	0.40	0.35	0.35	0.4	0.25

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			11日	16日	12日	9日	1日	12日	10日	14日	12日	16日	13日	6日
			11:24	12:22	12:20	12:38	12:37	11:46	11:37	12:09	11:20	11:25	12:03	12:42
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること					0.72							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること					0.08							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること					0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること					0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001			0.003			0.002			0.001 未満	
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.002			0.002			0.002			0.001 未満	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満			0.01 未満			0.010 未満			0.01 未満	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001			0.003			0.002			0.001 未満	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満	
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.009							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満	
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.03							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること					5.7							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	5.7	5.7	5.9	5.6	5.4	5.6	5.6	5.3	5.3	5.4	5.5	5.9
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		29.1			33.3			29.9			23.8	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		58			72			66			54	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること					0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること					0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	PH値	5.8~8.6 -	6.88	6.96	6.95	6.91	6.89	6.92	7.02	7.00	6.91	6.97	6.84	6.95
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.2	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		14.0	17.3	20.3	24.4	27.8	28.2	23.8	18.1	12.4	7.8	6.3	7.5
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.25	0.30	0.20	0.35	0.30	0.40	0.40	0.45	0.45	0.50

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			11:55	16日 12:55	12日 12:52	9日 13:06	1日 13:22	12日 12:14	10日 12:05	14日 12:40	12日 11:50	16日 11:55	13日 12:34	6日 13:07	
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること					0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること					0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満								
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること					0.79								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること					0.08 未満								
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.02 未満								
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること					0.0002 未満								
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること					0.005 未満								
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001			0.001			0.001			0.001 未満		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満			0.01 未満			0.010 未満			0.01 未満		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001			0.001 未満			0.001 未満		
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満		
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.005 未満								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満								
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満		
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.01 未満								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること					5.4								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.2	5.8	6.1	5.9	5.7	5.4	5.5	5.8	5.4	5.7	5.6	6.1	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		29.4			30.2			30.3			25.1		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		57			66			65			58		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満								
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオエスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること					0.005 未満								
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること					0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8～8.6 -	6.84	6.88	6.84	6.87	6.86	6.79	6.87	6.87	6.76	6.84	6.78	6.9	
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		13.2	18.2	22.0	25.2	28.4	29.8	24.4	18.4	13.1	8.5	7.2	8.4	
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.35	0.20	0.35	0.40	0.40	0.30	0.35	0.30	0.40	0.40	0.35	

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			16日	15日	11日	9日	8日	4日	8日	6日	4日	15日	5日	6日
			12:36	11:50	12:24	12:10	13:00	12:10	12:46	12:03	11:52	13:00	12:22	12:21
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	6.2	5.8	6.2	5.8	5.6	5.4	5.4	5.4	5.5	5.7	5.6	6.0
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)－オクタヒドロ－4, 8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	PH値	5.8～8.6 -	6.89	6.94	6.97	6.87	6.93	6.98	6.95	6.87	6.9	6.91	6.92	6.96
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		16.0	19.2	22.3	26.7	29.2	28.9	23.8	20.3	15.1	8.2	8.8	8.8
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.30	0.30	0.30	0.40	0.35	0.30	0.30	0.30	0.35	0.35	0.40

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			11日	9日	13日	11日	8日	12日	10日	14日	12日	16日	13日	13日
			9:31	9:23	13:02	9:14	9:23	9:12	9:18	9:12	9:17	9:16	9:12	9:18
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	28.4	25.3	23.6	23.1	17.2	17.9	17.6	20.4	19.2	13.2	17.7	25.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)－オクタヒドロ－4, 8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	PH値	5.8～8.6 -	6.73	6.94	6.94	6.94	6.80	6.82	6.88	6.77	6.91	6.73	6.67	6.76
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		17.0	21.5	28.0	30.0	34.0	28.0	25.5	19.5	12.5	9.0	7.5	12.0
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.30	0.30	0.20	0.20	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			11日 9:50	9日 9:45	13日 12:49	11日 9:33	8日 9:41	12日 9:32	10日 9:42	14日 9:35	12日 9:40	16日 9:37	13日 9:31	13日 9:35	
1	一般細菌	100 1mlの検水で集菌数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること					0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること					0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること					0.94								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること					0.08 未満								
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.03								
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること					0.0002 未満								
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること					0.005 未満								
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満			0.08			0.06 未満			0.06 未満		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.002			0.002			0.001			0.001 未満		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満			0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001			0.001 未満			0.001 未満		
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.014			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満		
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.021								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満								
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満		
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.01								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること					14								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	28.1	24.4	24.2	24.7	18.1	17.8	17.1	17.6	16.1	15.2	16.6	26.5	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		47.0			38.5			43.8			34.3		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		110			99			104			90		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満								
42	(4a, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること					0.005 未満								
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること					0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	6.82	6.90	6.99	6.97	6.85	6.95	7.00	6.83	6.94	6.84	6.71	6.82	
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.0	18.0	22.0	25.0	28.5	22.0	24.0	17.8	13.0	10.0	9.0	11	
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.30	0.30	0.20	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.3	

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			11日 10:52	9日 10:50	13日 11:55	11日 10:30	8日 11:02	12日 10:35	10日 10:52	14日 10:43	12日 10:45	16日 10:43	13日 10:07	13日 10:31	
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下であること					0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下であること					0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ以下であること					0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下であること					0.004 未満								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下であること					0.43								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下であること					0.08 未満								
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.02 未満								
14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下であること					0.0002 未満								
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下であること					0.005 未満								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下であること					0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下であること					0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下であること		0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満		
23	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下であること		0.011			0.014			0.005			0.002		
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ以下であること		0.004			0.006			0.004			0.003 未満		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.002			0.001			0.001 未満		
26	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/ℓ以下であること		0.010			0.02			0.01 未満			0.01 未満		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下であること		0.008			0.006			0.003			0.003 未満		
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下であること		0.003			0.007			0.003			0.002		
30	ブロモホルム	0.09 mg/ℓ以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満		
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.005 未満								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下であること					0.02 未満								
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満		
35	銅及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.01 未満								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下であること					5.1								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
38	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下であること	4.8	4.7	4.5	4.5	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7	4.8	4.7	4.8	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下であること		21.1			22.0			17.8			22.2		
40	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下であること		46			50			42			60		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下であること					0.02 未満								
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	0.00001 mg/ℓ以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/ℓ以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下であること					0.005 未満								
45	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下であること					0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/ℓ以下であること	0.4	0.5	0.4	0.8	0.5	0.5	0.7	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	
47	PH値	5.8～8.6 -	7.19	7.44	7.45	7.30	7.58	7.58	7.54	7.47	7.51	7.56	7.44	7.44	
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.0	18.0	21.0	25.0	28.0	21.5	23.0	19.0	13.5	10.0	8.0	10.5	
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.30	0.15	0.40	0.30	0.30	0.35	0.40	0.40	0.30	0.30	0.30	

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			11日	9日	13日	11日	8日	12日	10日	14日	12日	16日	13日	13日
			10:11	10:03	12:36	9:51	10:05	9:51	10:05	9:55	10:05	10:02	9:48	9:52
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	7.2	7.2	7.3	7.2	7.9	8.2	7.6	7.0	7.0	7.1	7.1	7.1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7	0.8	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
47	PH値	5.8~8.6 -	7.07	7.07	7.07	6.90	7.08	7.18	7.32	7.00	7.03	7.10	7.01	7.10
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		12.0	16.0	18.0	21.0	24.5	19.0	22.8	18.9	15.0	12.0	10.5	11
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.20	0.30	0.20	0.20	0.20	0.30	0.30	0.40	0.50	0.50

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			11日	9日	13日	11日	8日	12日	10日	14日	12日	16日	13日	13日	
			10:33	10:24	12:21	10:11	10:27	10:13	10:31	10:17	10:24	10:20	11:09	10:13	
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下であること					0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下であること					0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ以下であること					0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下であること					0.004 未満								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下であること					0.09								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下であること					0.08 未満								
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.02 未満								
14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下であること					0.0002 未満								
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下であること					0.005 未満								
16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下であること					0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下であること					0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下であること		0.07			0.18			0.12			0.06 未満		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満		
23	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下であること		0.020			0.036			0.019			0.011		
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ以下であること		0.012			0.003 未満			0.005			0.006		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001			0.001			0.001		
26	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/ℓ以下であること		0.020			0.04			0.02			0.02		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下であること		0.012			0.014			0.012			0.006		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下であること		0.005			0.007			0.005			0.005		
30	ブロモホルム	0.09 mg/ℓ以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満		
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.005 未満								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下であること		0.02 未満			0.02			0.02 未満			0.02 未満		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満		
35	銅及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.01 未満								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下であること					5.3								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
38	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下であること	7.2	7.3	7.4	7.6	8.1	8.6	8.1	7.3	7.1	7.2	7.1	7.1	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下であること		20.2			19.4			18.6			19.8		
40	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下であること		44			49			46			50		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下であること					0.02 未満								
42	(4s, 4aS, 8aR)－オクタヒドロ－4, 8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジオエスミン)	0.00001 mg/ℓ以下であること	0.000001 未満	0.000002	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000003	0.000004	0.000003	0.000004	0.000001 未満	0.000001	0.000001	0.000001	
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボネオール)	0.00001 mg/ℓ以下であること	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000004	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下であること					0.005 未満								
45	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下であること					0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/ℓ以下であること	0.5	0.5	0.6	0.5	0.7	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
47	PH値	5.8～8.6	7.39	7.42	7.40	7.50	7.57	7.71	7.82	7.51	7.4	7.32	7.26	7.37	
48	味	異常でない－	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない－	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.0	17.0	22.0	26.5	30.5	22.5	23.0	18.0	12.5	9.0	8.0	9.8	
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.25	0.20	0.30	0.20	0.20	0.20	0.50	0.40	0.30	0.40	0.30	

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			11日 9:12	9日 9:02	13日 13:17	11日 8:55	8日 8:57	12日 8:53	10日 8:58	14日 8:53	12日 8:58	16日 8:55	13日 8:55	13日 8:53	
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること					0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること					0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満								
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること					0.08								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること					0.08 未満								
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.02 未満								
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること					0.0002 未満								
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg/L以下であること					0.005 未満								
16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.011			0.014			0.005			0.002		
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.007			0.008			0.003			0.003 未満		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満			0.002			0.001 未満			0.001 未満		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010			0.02			0.01 未満			0.01 未満		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.010			0.009			0.005			0.003 未満		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.003			0.008			0.003			0.001		
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満		
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.005 未満								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満								
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満		
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.01 未満								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること					3.4								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.4	4.7	17.6	10.4	4.8	4.9	4.1	4.4	4.7	4.5	4.6	4.3	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		11.6			11.6			7.5			9.7		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		29			26			22			26		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満								
42	(4s, 4aS, 8aR)－オクタヒドロ－4, 8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること					0.005 未満								
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること					0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.6	0.7	0.3 未満	0.5	0.6	0.6	0.9	0.4	0.5	0.4	0.4	0.5	
47	PH値	5.8～8.6 -	6.92	7.11	6.93	6.92	7.05	7.09	6.95	6.96	7.08	7.13	7.1	6.97	
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		12.5	16.5	22.0	24.5	29.0	20.2	22.5	17.0	11.2	7.5	7.0	9	
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.40	0.30	0.40	0.30	0.30	0.40	0.40	0.30	0.40	0.30	

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			11日 11:37	9日 11:39	13日 11:03	11日 11:11	8日 12:03	12日 11:24	10日 11:29	14日 11:28	12日 11:34	16日 11:21	13日 12:08	13日 11:15
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満		0.001 未満			0.001 未満		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満		0.001 未満			0.001 未満		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下であること					0.17							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下であること					0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下であること					0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下であること		0.06 未満			0.06 未満		0.06 未満			0.06 未満		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下であること		0.002 未満			0.002 未満		0.002 未満			0.002 未満		
23	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満		0.001 未満			0.001 未満		
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ以下であること		0.003 未満			0.003 未満		0.003 未満			0.003 未満		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満		0.001 未満			0.001 未満		
26	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満		0.001 未満			0.001 未満		
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/ℓ以下であること		0.010 未満			0.01 未満		0.01 未満			0.01 未満		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下であること		0.003 未満			0.003 未満		0.003 未満			0.003 未満		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満		0.001 未満			0.001 未満		
30	ブロモホルム	0.09 mg/ℓ以下であること		0.005 未満			0.005 未満		0.005 未満			0.005 未満		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下であること		0.008 未満			0.008 未満		0.008 未満			0.008 未満		
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.005 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下であること					0.02 未満							
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下であること		0.03 未満			0.03 未満		0.03 未満			0.03 未満		
35	銅及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.01 未満							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下であること					2.9							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下であること		0.005 未満			0.005 未満		0.005 未満			0.005 未満		
38	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下であること	4.4	4.5	4.5	4.3	4.6	4.7	4.6	4.6	4.7	4.7	4.7	4.7
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下であること		28.9			27.0		23.2			27.8		
40	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下であること		47			46		50			50		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下であること					0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/ℓ以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/ℓ以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下であること					0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下であること					0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/ℓ以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	PH値	5.8～8.6 -	7.20	7.27	7.24	7.15	7.26	7.29	7.31	7.25	7.33	7.35	7.23	7.3
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		13.5	16.0	19.5	21.5	22.5	16.0	19.0	15.0	11.0	9.0	8.5	11.3
	残留塩素	0.10 以上	0.25	0.30	0.30	0.20	0.25	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.40	0.30

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			16日	15日	11日	9日	8日	4日	8日	6日	4日	15日	5日	6日
			10:03	9:52	9:59	9:56	9:43	9:50	9:45	9:35	9:30	10:09	9:22	9:48
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	10.0	9.7	10.0	9.4	8.2	9.2	11.0	10.4	10.3	12.6	13.6	14.9
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3 未満	0.3	0.3	0.4
47	PH値	5.8～8.6 -	7.20	7.25	7.27	7.19	7.20	7.29	7.26	7.22	7.23	7.17	7.20	7.3
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		14.2	16.0	19.0	23.6	26.6	25.3	21.2	16.6	10.8	5.3	5.6	6.9
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.35	0.40	0.35	0.45	0.55	0.55	0.45	0.50	0.40	0.40	0.35

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			16日 9:38	15日 9:25	11日 9:30	9日 9:30	8日 9:10	4日 9:20	8日 9:22	6日 9:05	4日 9:05	15日 9:40	5日 9:00	6日 9:20	
1	一般細菌	100 1mlの水で集菌数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	1	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下であること					0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下であること					0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ以下であること					0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下であること					0.004 未満								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下であること					0.59								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下であること					0.09								
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.02 未満								
14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下であること					0.0002 未満								
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下であること					0.005 未満								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下であること					0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下であること					0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下であること		0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満		
23	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下であること		0.002			0.004			0.002			0.001 未満		
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ以下であること		0.003 未満			0.003			0.003 未満			0.003 未満		
25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下であること		0.003			0.004			0.003			0.003		
26	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタンおよびブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/ℓ以下であること		0.010 未満			0.01			0.01 未満			0.01 未満		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満		
29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下であること		0.003			0.004			0.003			0.002		
30	ブromホルム	0.09 mg/ℓ以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満		
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.005 未満								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下であること					0.02 未満								
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満		
35	銅及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.01 未満								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下であること					10								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
38	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下であること	10.1	9.7	10.3	9.4	8.2	9.3	11.2	10.4	10.2	12.4	13.4	14.9	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下であること		55.6			54.0			55.6			56.1		
40	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下であること		112			120			111			122		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下であること					0.02 未満								
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルオプタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/ℓ以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/ℓ以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下であること					0.005 未満								
45	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下であること					0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/ℓ以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	
47	PH値	5.8～8.6 -	7.22	7.21	7.28	7.23	7.30	7.28	7.31	7.23	7.26	7.21	7.18	7.22	
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.2 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		15.7	18.1	21.6	25.8	30.3	28.6	25.0	19.6	13.7	7.7	8.2	9.2	
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.35	0.35	0.30	0.35	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.35	0.40	

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			16日	15日	11日	9日	8日	4日	8日	6日	4日	15日	5日	6日
			10:30	10:13	10:24	10:19	10:22	10:14	10:07	9:57	9:54	10:31	9:47	10:10
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	10.5	9.7	10.3	9.5	8.2	9.3	11.1	10.4	10.1	12.4	13.4	14.9
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3 未満	0.3	0.3	0.4
47	PH値	5.8～8.6 -	7.14	7.17	7.16	7.13	7.11	7.23	7.23	7.16	7.21	7.15	7.17	7.17
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		15.0	16.1	18.4	23.2	25.6	25.0	22.6	17.9	14.4	9.7	8.8	9.4
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.35	0.40	0.40	0.40	0.45	0.45	0.40	0.45	0.45	0.40	0.4

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			16日	15日	11日	9日	8日	4日	8日	6日	12日	15日	5日	6日
			10:55	10:36	10:49	10:43	10:55	10:45	10:34	10:23	12:30	10:55	10:13	10:35
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.002			0.003			0.003			0.002	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること					0.68							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること					0.0002 未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること					0.005 未満							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満							
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満			0.07			0.06 未満			0.06 未満	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001			0.001 未満			0.001 未満	
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.002			0.002			0.002			0.001 未満	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満	
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満			0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001			0.002			0.001			0.001 未満	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満	
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.005 未満							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること		0.05			0.09			0.11			0.09	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満			0.03			0.06			0.04	
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.01							
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること					4.5							
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	3.8	3.6	3.7	3.6	3.7	3.4	3.5	3.6	3.4	3.5	3.5	3.7
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		16.2			18.8			23.2			17.2	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		52			64			61			53	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満							
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオエスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること					0.005 未満							
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること					0.0005 未満							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	PHH値	5.8~8.6 -	6.60	6.57	6.61	6.52	6.58	6.58	6.58	6.45	6.46	6.52	6.54	6.55
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	2	2	1	1	1	1	1	3	1	2	2	2
51	濁度	2 度以下	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3
	水温		16.0	18.5	21.0	24.1	28.7	27.7	24.6	19.3	12.3	9.2	9	9.3
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.40	0.35	0.25	0.40	0.35	0.40	0.35	0.50	0.45	0.35

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			11日 9:48	16日 9:30	12日 10:04	10日 10:14	1日 10:09	12日 10:04	10日 9:54	14日 9:38	12日 9:30	16日 9:44	13日 10:04	13日 10:08	
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること					0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること					0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること					0.68								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること					0.08 未満								
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.03								
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること					0.0002 未満								
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること					0.005 未満								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満			0.07			0.06 未満			0.06 未満		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.002			0.002			0.001 未満			0.001 未満		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.003			0.003			0.001 未満			0.001		
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満			0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001			0.001 未満			0.001 未満		
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満		
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.005 未満								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること					0.04								
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満		
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.01 未満								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること					13								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	17.6	17.4	18.0	17.6	17.7	17.9	17.6	17.7	17.4	17.6	17.5	17.6	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		47.6			44.0			39.8			40		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		96			102			97			91		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満								
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオエスミン)	0.00001 mg/L以下であること	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること					0.005 未満								
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること					0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8~8.6 -	7.56	7.57	7.53	7.59	7.51	7.55	7.59	7.63	7.58	7.65	7.5	7.54	
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.1	18.7	22.1	26.2	28.1	28.0	22.6	18.0	12.3	9.6	8.2	11.2	
	残留塩素	0.10 以上	0.25	0.30	0.30	0.35	0.30	0.30	0.40	0.35	0.35	0.35	0.35	0.30	

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			11日	16日	12日	10日	1日	12日	10日	14日	12日	16日	13日	13日	
			10:11	10:00	10:28	10:37	10:48	10:25	10:20	10:10	9:57	10:06	10:36	10:31	
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること					0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること					0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること					0.56								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること					0.14								
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.06								
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること					0.0002 未満								
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること					0.005 未満								
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.002			0.002			0.001			0.001 未満		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.010 未満			0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満		
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001			0.001 未満			0.001 未満		
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満		
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.005 未満								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満								
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満		
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.01 未満								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること					15								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	19.1	19.0	19.5	18.5	18.5	19.4	18.9	19.2	18.8	18.5	18.7	18.8	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		49.1			46.8			46.6			44.1		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		112			124			120			108		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満								
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること					0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8～8.6 -	7.18	7.20	7.15	7.28	7.13	7.19	7.28	7.29	7.24	7.30	7.17	7.18	
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.2	18.4	22.1	25.2	29.0	29.3	24.3	19.2	12.3	10.0	8.5	11.1	
	残留塩素	0.10 以上	0.50	0.40	0.45	0.50	0.45	0.50	0.50	0.50	0.55	0.55	0.50	0.45	

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			11日	16日	12日	10日	1日	12日	10日	14日	12日	16日	13日	13日
			10:30	10:30	10:48	10:54	11:11	10:45	10:42	10:34	10:15	10:27	10:54	10:50
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	12.0	12.7	11.8	11.5	11.4	12.7	11.9	11.5	11.6	11.8	11.9	10.7
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	PH値	5.8~8.6 -	7.02	6.97	6.88	6.93	6.87	6.88	7.00	7.11	7.19	7.26	7.14	7.14
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
	水温		14.0	18.5	20.4	22.7	25.4	25.8	21.2	17.4	12.9	10.7	10.2	12.2
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.25	0.30	0.25	0.25	0.25	0.25	0.30	0.45	0.35	0.35	0.35

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			11日 10:48	16日 10:50	12日 11:05	10日 11:11	1日 11:42	12日 11:03	10日 11:57	14日 10:53	12日 10:39	16日 10:43	13日 11:13	13日 11:07	
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下であること					0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下であること					0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ以下であること					0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ以下であること					0.004 未満								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下であること					1.21								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下であること		0.13			0.14			0.14			0.15		
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.03								
14	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下であること					0.0002 未満								
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下であること					0.005 未満								
16	シス－1, 2－ジクロロエチレン及びトランス－1, 2－ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下であること					0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下であること					0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下であること					0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下であること		0.06 未満			0.28			0.06 未満			0.06 未満		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満		
23	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下であること		0.002			0.002			0.002			0.001 未満		
26	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/ℓ以下であること		0.010 未満			0.01 未満			0.01 未満			0.01 未満		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ以下であること		0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満			0.003 未満		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下であること		0.001 未満			0.001			0.001 未満			0.001 未満		
30	ブロモホルム	0.09 mg/ℓ以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満		
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.022								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下であること					0.02 未満								
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満		
35	銅及びその化合物	1 mg/ℓ以下であること					0.01 未満								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下であること					13								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
38	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下であること	12.2	12.6	11.8	11.5	11.8	12.6	11.9	11.5	11.6	12.0	11.9	10.7	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下であること		81.1			67.4			78.7			70.4		
40	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下であること		118			124			130			116		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下であること					0.02 未満								
42	(4s, 4aS, 8aR)－オクタヒドロ－4, 8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジオスミン)	0.00001 mg/ℓ以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
43	1, 2, 7, 7－テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボネオール)	0.00001 mg/ℓ以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
45	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下であること					0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/ℓ以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47	PH値	5.8～8.6	7.10	7.10	7.01	7.02	6.99	7.00	7.08	7.25	7.30	7.38	7.23	7.27	
48	味	異常でない－	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない－	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		14.4	18.3	21.9	24.7	28.2	30.0	24.9	18.6	13.2	9.7	8.4	11.1	
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.25	0.25	0.20	0.30	0.25	0.30	0.30	0.40	0.40	0.35	0.35	

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			11日	16日	12日	10日	1日	12日	10日	14日	12日	16日	13日	13日
			9:26	9:03	9:40	9:50	9:34	9:41	9:30	9:13	9:07	9:20	9:35	9:46
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること												
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること												
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること												
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること												
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること												
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること												
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること												
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること												
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること												
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること												
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること												
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること												
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること												
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下であること												
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること												
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること												
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること												
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること												
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること												
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること												
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	12.3	12.7	11.8	11.5	11.3	12.8	12.0	11.6	11.7	12.1	11.9	10.7
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること												
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること												
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること												
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg/L以下であること												
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること												
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること												
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	PH値	5.8~8.6 -	7.03	7.07	6.94	6.96	6.89	6.96	7.11	7.20	7.27	7.33	7.24	7.24
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.2	0.1 未満
	水温		13.3	18.2	22.0	25.2	27.8	28.8	23.5	17.9	10.2	8.2	7.3	10
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.35	0.35	0.35	0.30	0.35	0.45	0.50	0.45	0.45	0.40

番号	項目名	基準値	令和6年度 水質検査結果(浄水)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			11日 9:10	16日 8:48	12日 9:15	10日 9:32	1日 9:10	12日 9:25	10日 9:12	14日 8:57	12日 8:50	16日 9:00	13日 9:00	13日 9:00	
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下であること					0.0003 未満								
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下であること					0.00005 未満								
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること					0.22								
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下であること					0.08 未満								
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.02 未満								
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下であること					0.0002 未満								
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下であること					0.005 未満								
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下であること					0.004 未満								
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること					0.002 未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下であること					0.001 未満								
21	塩素酸	0.6 mg/L以下であること		0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満			0.06 未満		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下であること		0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満			0.002 未満		
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下であること		0.019			0.024			0.008			0.005		
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下であること		0.012			0.005			0.007			0.004		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
26	臭素酸	0.01 mg/L以下であること		0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満			0.001 未満		
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタンおよびプロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下であること		0.020			0.03			0.01			0.01 未満		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下であること		0.015			0.006			0.007			0.004		
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下であること		0.003			0.005			0.002			0.002		
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下であること		0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満			0.008 未満		
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.005 未満								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満								
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下であること		0.03 未満			0.03 未満			0.03 未満			0.03		
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下であること					0.01 未満								
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下であること					6.5								
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下であること		0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満			0.005 未満		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下であること	4.5	4.5	4.8	4.9	4.8	5.0	4.9	4.6	4.8	4.5	4.6	4.4	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下であること		14.0			13.6			10.6			13.7		
40	蒸発残留物	500 mg/L以下であること		47			56			44			46		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下であること					0.02 未満								
42	(4s, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジオスミン)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボネオール)	0.00001 mg/L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満							
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下であること					0.005 未満								
45	フェノール類	0.005 mg/L以下であること					0.0005 未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下であること	0.7	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8	1.0	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	
47	PH値	5.8~8.6 -	7.11	7.24	7.11	7.12	7.13	7.13	7.23	7.26	7.31	7.36	7.32	7.1	
48	味	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49	臭気	異常でない -	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50	色度	5 度以下	2	1	1	1	1	1 未満	2	1	1	1	1 未満	1	
51	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
	水温		12.8	17.0	20.8	24.3	25.7	26.9	24.0	16.1	12.1	7.2	6.2	8.7	
	残留塩素	0.10 以上	0.20	0.30	0.20	0.35	0.45	0.55	0.35	0.25	0.45	0.40	0.40	0.25	